第5期 沼田町障がい福祉計画第1期 沼田町障がい児福祉計画

【概要版】

計画策定の概要

沼田町では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」における「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念の実現を目指し、障がい者の自主性・自立性の確立、障がいのあるなしに係らない全ての人の為の町づくりの推進、障がいの重度化、重複化及び高齢化への対応、そして総合的な施策の推進を目標に、平成23年6月「第5次総合計画」(計画期間:平成23年度~平成30年度)において障がい者福祉の推進について定め、沼田町障がい者計画として定義したところです。

障がい者施策の推進を図るため、本町では平成18年度からの第1期沼田町障がい福祉計画以降、4期にわたり障がい福祉計画を策定しておりますが、平成29年度末で第4期の計画期間が終了することから、国・道などの動向や、各種制度、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化などに的確に対応し、障がい者施策の一層の推進を図るため、平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とした「第5期沼田町障がい福祉計画」を策定するとともに、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とした、「第1期沼田町障がい児福祉計画」を策定し、「第5期沼田町障がい福祉計画」と「第1期沼田町障がい児福祉計画」を一体的に運用することとしております。

■計画策定の体制

この計画は、国が定めた障害福祉計画の基本指針や北海道が示した障害福祉計画作成指針に即して策定するとともに、全道や空知(北空知)圏域との調整を図り、町内の障がい福祉団体(沼田町身体障害者福祉協会等)や庁内の関係部局などの協力のもと、現状とニーズなどの調査に努めました。

計画の基本的考え方

この計画では、第5次総合振興計画で定義した沼田町障がい者計画の目標である「ノーマライゼーション社会」 を推進する為、次に掲げる基本的理念に基づいて、計画を策定します。

(1) 障がい者等の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別、程度を問わず、障がい者が地域社会の中で暮らし自分らしい生活が選べるよう、障がい 者の暮らしを支える障がい福祉サービス等の充実を図ります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施

発達障がい者や高次脳機能障がい者、難病患者についても障がい福祉サービス等の対象に含まれること を踏まえ、障がい種別ごとに分かれていた制度の一元化による支援をより一層推進します。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の強化

地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、地域における生活拠点づくりなど、社会資源を 活用したサービス提供体制の強化を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域、暮らし、生きがいをもとに創り、高め合うことができる地域共生型社会の実現に向け、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

障害者総合支援法のサービス体系

障害者総合支援法のサービスは、個々の障がい者の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)あよびサービス等利用計画案を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付(介護給付、訓練等給付および相談支援等)」と、地域の実情に応じて市町村の創意工夫により実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

障害者総合支援法のサービス体系

沼田町

自立支援給付

介護給付

- ・居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- ・短期入所 (ショートステイ)
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援

障がい児支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援【H30 新規】

障がい児相談支援

訓練等給付

- 自立訓練 (機能訓練、生活訓練)
- · 就労移行支援
- ·就労継続支援(A · B)
- ・共同生活援助(グループホーム)
- 宿泊型自立訓練
- ·就労定着支援【H30 新規】
- ·自立生活援助【H30 新規】

相談支援

- ・計画相談支援(サービス利用支援、 継続サービス利用支援)
- 地域相談支援(地域移行支援、地域 定着支援)

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療
- 精神医療通院

補装具

地域生活支援事業

- 理解促進研修啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- · 成年後見制度法人後見支援事業
- · 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- その他の任意事業

北空知1市4町の共同実施事業

- 相談支援事業
- 市町村相談支援事業機能強化事業
- 住宅入居等支援事業
- ・地域活動支援センター
- 障害支援区分認定等事務
- 地域生活支援拠点



- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

北海道

障がい児入所支援

- ・福祉型障がい児入所施設
- 医療型障がい児入所施設



児

数値目標の設定

障がい者の自立を支援する観点から、国及び北海道の指針で示された数値目標を基本に、地域の実情を踏まえ、 平成32年度を目標年度として、次の項目について数値目標を設定しています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、施設入所者が自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、施設入所者の削減に関する目標値を設定しており、現在の施設入所者の心身状態等から見て、移行は難しいものと考えられますが、今後も国の指針に従い推進してまいります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

北空知圏域で連携し、精神障がい者にも対応した地域ケアシステムの構築を進めるため、平成32年度末までに保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置することを目標とします。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

「地域生活支援拠点」とは、地域での暮らしの安心感を担保し、地域移行の相談や体験の機会の提供、緊急時の受入対応体制や人材の確保、サービス拠点の整備等の体制づくりを行う機能を集約し、グループホームまたは障がい者支援施設に付加した拠点のことをいい、1市4町が連携し、平成29年度より北空知障がい者支援センターあっぷるに事業委託を行っております。

(4) 福祉施設からの一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定しており、現状では一般就労への移行は難しいものと考えられますが、今後も国の指針に従い推進してまいります。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

本町では1市4町の広域事業で障害児発達支援等のサービス提供は確立されておりますが、国の指針により、重度心身障がい児を支援する事業所や医療的ケア児支援のための関係機関との協議の場について設置することとされておりますので、関係機関と協議を行い、北空知圏域で連携するなどして、平成32年度末までに設置することを目標とします。

障害福祉サービス等の必要量確保の方策

(1) 訪問系サービスについて

障がいの区別なく、障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスが受けられるように在宅サービスの質的・量的確保を推進します。町内にサービス提供業者がない事業については、内容や対象などについての十分な情報提供を行い、障がい種別に応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

(2) 日中活動系サービスについて

短期入所については、町内では特別養護老人ホーム旭寿園の利用が可能です。今後も利用者が身近な地域でサービスを利用できるよう、利用動向を把握しながら、事業者等と連携してサービスの提供体制の確保に努めます。町内に無いサービスについては、沼田町が属する障害福祉圏域「北空知圏域」の他市町と連携調整を図るとともに、関係機関、事業所と連携強化に努めます。

(3) 居住系サービスについて

共同生活援助については、必要なサービス量が確保できるよう、広域的に連携し、提供体制の拡充を図ります。また、施設入所が必要な方にサービスを提供できるよう整備を図ります。平成30年度より、新たに「自立生活援助」が加わったことから、障害を持つ方が安心して地域で暮らせるよう、広域的に連携し、サービスの確保に努めます。

(4) 相談支援について

北空知障がい者支援センターあっぷるを中心とした相談支援体制の充実を図り、きめ細やかなサービスの提供を行います。

地域生活支援事業の必要量確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。 また、障がい者やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。

(2) 相談支援事業

様々な障がい者のニーズに対応するため、北空知障がい者支援センターあっぷるで障がい者やその関係者からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、障がい者の自立と地域生活を支援していきます。

(3) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用支援、または市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

(4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

手話通訳者および要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者等のコミュニケーションの確保を図ります。

(5) 日常生活用具給付等事業

障がいの種別と程度に応じて適切な日常生活用具を給付します。

(6) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

(7) 地域活動支援センター

創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、地域生活の支援を促進する事業です。

今後も、北空知障がい者支援センターあっぷるにおいて、障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むための相談支援や訓練等を行うとともに、支援体制の強化に努めます。

(8) その他の独自事業

①日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、介護している家族の一時的な休息を図ります。

②町単独事業

障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、外出支援や通院・通所に係る交通費助成など町 単独事業を展開していきます。

障がい児支援の必要量確保の方策

(1) 児童発達支援について

平成28年12月をもって、幼児ことばの教室が終了したことに伴い、深川市の児童発達支援事業所を活用する就学前児童が増加しております。今後も支援が必要な児童の増加が見込まれることから、事業所や関係機関・団体と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

(2) 放課後等デイサービスについて

制度やサービス提供事業所の周知に努め、適切なサービスの利用につなげていきます。また、今後も利用者の増加が見込まれることから、圏域で連携し、事業の拡充を図っていきます。

(3) 保育所等訪問支援について

深川市療育センターにおいて実施しており、沼田認定こども園への訪問も行っております。今後もニー ズに応えていくため、圏域で連携を図り、関係機関とのサービス調整を行っていきます。

(4) 障害児相談支援について

障がい児通所支援利用者の多くが、セルフプラン(制度上認められている保護者が作成するサービス利用計画)によるサービス提供としておりますが、セルフプランの作成に当たって、様式を分かりやすく簡素化し、保護者のニーズが的確に反映できるよう、保健師が助言等を行える体制を整備しております。

(5) 居宅訪問型児童発達支援について

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がい等により、外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して 発達支援を提供するサービスです。現在、近隣市町にサービス提供事業所はありませんが、圏域で連携し、 深川市療育センターを中心とした発達支援体制の充実や関係する事業所を含め、サービス提供のための検 討をしていきます。

計画の推進

平成32年度を目標年度とする数値目標(成果目標)と、成果目標を達成するための障がい福祉サービス等の見込み量(活動指標)の確保が達成されるよう、次により着実に推進していきます。

(1)達成状況の点検および評価

各関係機関等と連携しながら、定期的に調査・分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。

(2) 自立支援協議会における関係機関・事業所等との連携

北空知地域自立支援協議会や、北空知障がい者支援センターあっぷる等と連携しながら、障がい者のニーズを総合的に捉え、課題解決のための方策を協議し、計画を推進していきます。

(3) 国・道との連携等

国および道の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、国・道・近隣市町との連携に努めます。